

令和5年度 岡山県立真庭高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動（校地別で活動している部と両校地合同で活動している部があります。）

落合校地：サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、バドミントン、剣道、卓球、

陸上競技、水泳、ハンドボール、吹奏楽、美術、書道、調理、演劇

久世校地：サッカー、軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、

剣道、卓球、演劇、茶道、華道、（同好会）書道美術、畜産

2 目 標

- （1）生徒の自主、自発的な参加により、自己肯定感や自制心、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養を図る。
- （2）「体・徳・知」のバランスのとれた人間形成を目指し、「生きる力」の育成に努める。
- （3）地域の人・社会施設や団体などとの連携を通じ、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を育む。
- （4）生涯にわたって運動や文化活動に親しみ、特技を生かした趣味や仲間との時間が持てるような資質や能力を養う。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- （1）休養日について
 - ・原則、平日1日と土日のどちらかを休養日とする。
 - ・試合等により、土日いずれも活動する場合は、平日に休養日を設けることとする。
 - ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則、活動しないこととする。
- （2）活動時間
 - ・原則、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - ・試合期で、活動時間の延長を希望する場合や、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・最終終了時刻（平常時18時終了、休業日17時終了）
- （3）大会参加・遠征・合宿等
 - ・大会参加は、高体連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。

4 その他

- （1）体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・生徒の成長をサポートするために、意欲を引き出すコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメントのない指導を徹底する。
 - ・部活動に係わる体罰・ハラスメント・会計等、コンプライアンス研修を毎学期行う。
- （2）部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- （3）部費の取扱について
 - ・部費等、取扱いについては公費に準ずる。（学校徴収金マニュアルに基づく）
 - ・決算書を校長に提出し、保護者に報告する。
- （4）その他
 - ・コロナ禍の活動については、県保健体育課からの通達を遵守し、安全、安心な活動を行う。
 - ・熱中症対策・心肺蘇生法実技講習会などを実施し、安全確保の徹底を図る。
 - ・顧問等指導者の不在時には、生徒が安全に活動できるように、顧問は前もって具体的な活動内容と方法を明確に指示するとともに、緊急の場合の連絡先も必ず伝えるようにしておく。
 - ・必要に応じて保護者との連絡をとり、協働関係を作るとともに、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。